

教育施設用地検討会設置要綱

(設置)

第1条 教育施設用地の選定をするため、教育施設用地検討会（以下「検討会」という。）を置く。

(職務)

第2条 検討会は、教育施設用地の選定について調査検討を行う。

(教育施設用地)

第3条 教育施設用地とは、第三中学校用地及び新給食センター用地をいう。

(組織)

第4条 検討会は、次の委員をもって組織し、町長が委嘱をする。

- (1) 副町長
- (2) 長久手町議会議長
- (3) 教育委員長
- (4) 自治会連合会長・区長会代表者
- (5) 長久手町小中学校長会会長
- (6) 長久手町PTA連絡協議会代表者
- (7) 北小学校PTA会長
- (8) 教育長

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から平成21年3月31日までとする。

(委員長の職務)

第6条 検討会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるとき又はかけたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員長は検討会を招集し、会議の議長となる。

- 2 検討会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことはできない。
- 3 会議は、非公開とする。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年9月24日から施行する。